

代理人による高齢者資産の安全な管理に向けた信託管理システムの検討 A Study of a Trust Management System for Agents to Safely Manage the Assets of the Elderly

山本 穂奈美[†] 鈴木 茜[†] 大島 訓[†]
Honami Yamamoto Akane Suzuki Satoshi Oshima

1. はじめに

近年、高齢化社会に伴い、認知症患者および認知症患者が所有する資産が増加している。現時点では、認知症患者の銀行口座は、各金融機関の判断によって、口座凍結されることが多く、家族であっても高齢者本人の口座を管理することができない。これを回避するため、認知症患者の口座においては、成年後見制度や後見制度支援信託等を利用した代理人（後見人等）による管理が認められている。

しかし、制度の利用には、家庭裁判所の決定が必要であるため、制度を利用した人は約 24 万人[1]となり、認知症患者全体の約 4%も満たさず、一般に浸透しているとは言いがたい。

このような状況を受け、2020 年 2 月に全国銀行協会（以下、全銀協）が「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」[2]（以下、「考え方」）を示し、慣例の見直しを図った。「考え方」では、従来の後見制度の利用を基本としているものの、それ以外の無権代理人による取引についてふれている。各行に一律の対応を求めるものではないが、信託銀行では定額払い出し商品の販売、証券会社では予約型代理人や家族信託の利用等、認知症発症後でも家族が資産を管理できる商品やサービスが開発され始めた。

そこで、本研究では、現行の後見制度、信託における課題を分析し、解決するための信託管理システムを検討する。

2. 課題の抽出

2.1 先行研究

現行の後見制度や民事信託の課題を挙げている研究としては、八谷[3]や伊室[4]がある。八谷[3]は、後見制度および民事信託は、自己決定権の尊重が基本理念であり、信託は「本人の意思実現」と「信託財産の独立性」を特徴としている。「本人の意思実現」とは、信託を通じて高齢者自身の意思を尊重することである。「信託財産の独立性」とは、信託受託者自身の目的での使用を禁止し、分別管理を実現することであり、第三債務者の関与による独立性の確保がある。しかし、実際は不十分な信託契約が存在し、まだ社会的環境の整備が進んでいない。また、伊室[4]は、後見制度での後見人の不正や後見制度支援信託での信託財産は金銭（3,000 万円以上）と限って不動産や株式等の財産は信託できないことを課題として挙げている。

一方で、高田ら[5]の研究では、不動産に注目し、建築資産である京町家の承継において、民事信託を利用する「承継支援型民事信託」のスキームを提案している。今後、スキームの汎用化や、少額資産・株式を対象とした信託等が検討されると期待される。

そこで、本研究は、金銭や株式、不動産等の財産の種類や金額を考慮した管理条件を設定することで、同一システ

ムで多種類・金額の信託資産の管理を可能にする信託管理システムを検討する。

2.2 課題の抽出

信託管理システムの検討にあたっては、金銭の他に不動産や株式等を信託の対象として契約できることを前提とする。多種類の信託資産や、金額に差がある資産を管理する場合の課題として、以下を挙げる。なお、ここでは、成年後見制度の利用や金融商品の契約によって、認知症患者の信託資産を管理する人物を正当管理者として定義する。

2.2.1 正当管理者による不正

最高裁判所の調査では、後見人等による不正事例は、不正報告件数が 169 件、被害額約 5.3 億円（2021 年）と報告されている[1]。司法書士等の専門職後見人による不正事例も確認されており、正当管理者による不正リスクは常に存在している。資産の種類や金額が幅広く信託商品やサービスが多く利用されるほど不正事例が発生することが予想される。これは前述の「本人の意思実現」が達成できないことにつながる。

2.2.2 正当管理者の独断性及び関係者の介入

これまでの制度やサービスにおいては、後見人等の正当管理者が主体となり管理するため、その他の認知症患者の親族らの関係者の介入は難しい。そのため、正当管理者が、関係者らの意に沿わない行動をとった場合でも関係者らには対抗するすべがない。これは「本人の意思実現」と「信託財産の独立性」に反する。しかし、関係者ら全員が介入して管理することは難しい場合もある。また、信託資産の種類や金額によって、介入の度合いは異なる。このように、正当管理者の独断性と関係者らの介入方法は課題となる。

3. 信託管理システムの検討

前述した課題を解決するために、本研究では、以下のアプローチにより高齢者の資産を本人以外の者でも安全に管理できる信託管理システムを検討した。

- 正当管理者のほかに関係者を複数人設定する
- 関係者の承認を必要とする管理条件を設定する
- 管理条件を満たした時のみ管理が実行できる

本信託管理システムは、成年後見制度や家族信託サービス等における、家族での合意シーンや代理管理シーンを対象に、追加の手順として組み込むことを想定している。そのため、信託契約時に必要となる公証役場での公正証書発行等その他のシーンは対象外とする。また、正当管理者および関係者の設定においては、高齢者自身で決定することを前提としており、認知症発症前の設定が必要となる。

3.1 関係者の設定

高齢者の意思のもと、親族、介護関係者等を関係者とし

[†]株式会社日立製作所研究開発グループ, Hitachi, Ltd.

て選任する。その際、関係者全員に信託の内容について合意をとり、その証拠としてマイナンバーカード等を用いた電子署名をした合意書を作成する。

3.2 管理条件の設定

本システムでは、管理条件を設定する。管理条件とは、口座引き出しや株式・不動産の売却等を実施する前に満たさなくてはならない条件である。ここでは、資産の種類や引き出し・売却の額を考慮した重要度を設定し、重要度に合わせて承認者数を算出する。例えば、関係者が 5 人の場合、不動産の売却では、重要度を大とし、管理条件を 5 人の承認で可能とする。一方で、20 万円以内の出金では、重要度を小とし、管理条件は、2 人以上の承認で可能とする。

承認の取り方においては、秘密分散法の一つである(k,n)しきい値法[6]を用いることで実現する。ここで、(k,n)しきい値法は、ある秘密情報を n 個に分割し、そのうちの k 個以上が集められたときのみ、秘密情報の復元が可能になる。本システムでは、公開鍵暗号基盤を用いて作成した秘密鍵を秘密情報とし、(k,n)しきい値法より、分散情報を正当管理者と関係者に分配する。秘密鍵は、管理条件ごとに作成し、条件内容に則した(k,n)しきい値法を実行する。関係者が合意する場合は、分散情報を提出し、条件を満たせば秘密鍵が復元できる。

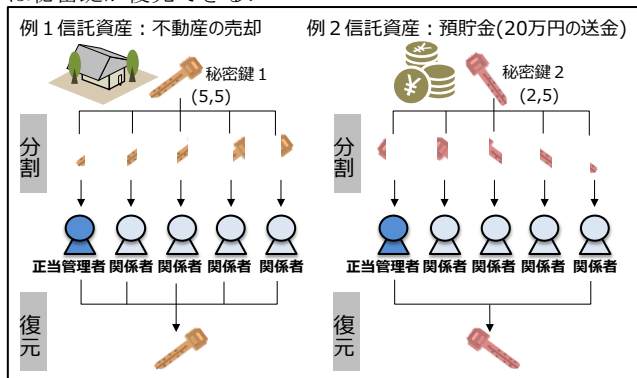


図 1 管理条件に合わせた秘密分散法の実行

3.3 管理の実行

高齢者の認知症発症後、正当管理者が信託資産を管理するが、本システムでは、管理条件が設定されており、実行前に関係者へ承認をとる必要がある。承認する関係者の数が管理条件を満たせば、前述で作成した秘密鍵が復元される。その秘密鍵で電子署名を実施し、関係者が承認して管理条件が満たされた証拠として記録される。

4. 評価

本研究では、信託する資産が金銭・株式・不動産等多岐にわたり対象となつて管理する場合の課題を解決するシステムを検討した。ここでは、2 章における「本人の意思実現」と「信託財産の独立性」の観点から提案システムを評価する。評価は、システムのステークホルダーである高齢者、正当管理者、関係者、システム管理者で実施する。

本提案システムより、信託する資産が金銭のみならず株式・不動産等多岐にわたって対象となる場合や資産の額に差がある場合でも一括して管理することができ、信託における手続きを円滑に進めることに貢献できる。

表 1 評価結果

本人の意思実現	高齢者 (資産保有者)	管理条件を設定することで、意思を形にできるため達成
	正当管理者 (後見人や信託契約の受託者)	本人の意思である管理条件を満たした時のみ操作可能となるため達成
	関係者 (親族や介護人)	本人の意思である管理条件での承認者として関与するため達成
	システム管理者	本人の意思である管理条件を満たした証拠である署名検証後に手続きへ移れるため達成
信託財産の独立性	正当管理者 (後見人や信託契約の受託者)	関係者による承認がある時のみ信託財産の管理が可能のため達成
	関係者 (親族や介護人)	承認の判断をして正当管理者の行動を監視することができるため達成
	システム管理者	管理条件を満たしたか署名の検証が可能のため達成

5. まとめ

本研究では、成年後見制度や高齢者資産向け金融商品・サービスに沿って利用できる信託管理システムを検討した。これを抽象化すると、本システムは、所有資産を他人に管理させる必要がある場面で、他人による不正や揉め事リスクが生じることが課題であり、複数人で管理の状況を監視したいという目的を持つケースに適用が可能であると考えられる。例えば、中小企業における事業承継の場面で、会社の資産を従業員に引き継ぎ、関係者で監視をするケースが考えられる。

参考文献

- [1] 最高裁判所事務総局家庭局, “成年後見関係事件の概況”, “後見人等による不正事例”, 2021, https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryou/index.html, (参照 2022-06-10).
- [2] 一般社団法人全国銀行協会, “金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方について”, 2021, <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330218.pdf>, (参照 2022-06-10).
- [3] 八谷博喜, “高齢社会における信託の有用性と家族を受託者とする信託 (民事信託) の課題”, 中央大学大学院法学研究科博士論文, 2021.
- [4] 伊室亜希子, “後見制度支援信託の概要と考察”, 明治学院大学法律科学研究年報, 2013, Vol.29, p.85-92.
- [5] 高田光雄, 森重幸子, 生川慶一郎 “京町家の住み継ぎを支援する承継システムに関する研究”, 住総研研究論文集, 2016, Vol.42, p.49-59.
- [6] Shamir, A.: “How to Share a Secret”, *Communications of ACM*, 1979, Vol. 22, No. 11, pp. 612-613